

日本共産党の大名美恵子です。

通告に従い、一般質問を行います。

今、日本は、安倍政権によって戦争法、沖縄の米軍新基地建設問題、原発再稼働、TPP参加など、国民不在の暴走政治が同時多発的に行われています。そして本村の山田村政は、これに呼応するかのようになり、次々と住民に新たな負担を求め、公的サービスの後退を進めています。今、国政も村政も国民主権と、いのち・くらし・平和を守るあたたかい政治を取り戻すことが強く求められていると考えます。こうした立場から、質問を行います。

1 点目は、平和安全法制つまり戦争法への政治姿勢について、村長にお聞きします。

戦争法が9月19日未明、6割以上の国民が、「今国会での採決には反対」、8割以上が「審議不十分」と言い、国会周辺をとり囲んで採決しないよう見守る中、参議院での強行採決が行われました。

この法律により自衛隊が殺し殺される戦地に送られることになりませんが、法案審議の国会論戦で、3つの問題点が明らかになっています。

第1は、戦争法は憲法違反であることです。「戦闘地域」での兵たん、戦乱が続く地域での治安活動、米艦防護のための武器使用、そして集団的自衛権の行使と、そのどれもが憲法を踏み破る、海外での武力行使そのものです。

第2は、安倍政権が結局国民の理解を得ることができなかったことです。自民党の高村（こうむら）正彦副総裁は、戦争法案は、国民の理解が得られなくても成立させると居直りの発言をしましたが、これは与党の“敗北宣言”とも聞こえます。

第3は、自衛隊の暴走という大問題です。自衛隊の河野（かわの）克俊統合幕僚長が、昨年12月に訪米し米軍幹部と会談した際、戦争法案は「来年夏までには終了する」と米軍側に約束していたことが明らかになりました。「軍の暴走」そのものです。

村長への質問の1点は、今の3点についての認識を伺うものです。

2点目に、今後戦争法が推進されれば、自衛隊員の脱退や死亡が出ることが考えられ、補いのため自衛隊入隊の勧誘が行われると思いますが、村民への影響についてどう考えるか、お聞きします。

(答弁)

(大名再質問)

以前の議会で村長は、私の質問に対し「村内の子どもたちが海外に駆り出されるようなことは、絶対あってはならないと考えるし、村民の命を守る立場でやっていきたい」と、述べられました。今、いよいよ現実問題となってきた戦争法による村民への影響から村民のいのちを守る立場でどんなことができるか、私は、なんといたっても戦争法の廃止を求めるべきと思いますが、村長のお考えをお聞きします。

(再答弁)

(大名再々質問)

私が得た情報では、真っ先に海外に派遣されると言われる北海道の自衛隊では、脱退者や脱走者も出ており、旭川市では、すでに自衛隊が市から名簿閲覧の許可をもらい、18歳から26歳の青年を適齢者と位置づけ、適齢者がいる家庭を訪問し、入隊の勧誘を行っているそうです。9月くらいから行っているそうです。

本村に自衛隊員勧誘のため名簿閲覧の申し出があったらきちんと断ることができますか。

(再々答弁)

(大名意見)

法律を廃止させる以外、村民青年を守る方法はないということだと思います。その認識をしっかりとっていただきたいと思います。

2点目の質問は、原子力災害における避難計画策定と東海第二原発の再稼働是非の問題についてです。

11月11日開会の議会原特委は、請願「日本原子力発電株式会社東海第二発電所で過酷事故が起きた場合において、具体的な避難計画の策定ができないかぎり再稼働は認めないとする意見書採択を求める請願書」を審議未了という取り扱いにしました。主な理由として、避難計画ができていないので判断ができないということが多くの議員から語られましたが、私は「避難計画の策定ができないかぎり再稼働は認めない」という思いはほとんどの村民も同じであり、採択して当然の請願だと思っていました。ですから、「判断できない」という意見はごまかしで、実際は、不採択にしたら住民が何て思うか心配、だけど請願名に「再稼働は認めない」という言葉があって採択もできない、だから審議未了にしたのかなと思ったりもしました。

そこで、質問ですが、

まず本村の避難計画策定作業の現状と課題、策定完成の見通しについて、お聞きします。

(部長答弁)

(大名再質問)

部長に2点お聞きします。

1点は、作成中の説明資料とは、あくまでも説明なのか、それとも後に各戸に配付をすることも考えたものか。また、作成期間はどのくらい要すると考えているのかお聞きします。

2点目は、関連して3点お聞きします。

1つに、答弁にありましたように、避難計画策定上の重要なポイントとなる多くの課題、「避難用車両の確保」や「災害時の交通誘導」、「複合災害への対応」などがあり、これらを訓練等を通じて問題を把握し、関係機関と協力して解決していきたいということですが、そうなりますと、訓練のあり方としては、本番さながらの訓練がくり返し行われないと真の問題点が見えてこないのではないかと思います、どう考えますか。

2 つ目は、つまりは、避難計画は、事故が実際には起きなくても随時見直しされるということになると思うのですがどうでしょうか。

3 つは、近隣市町の避難計画の策定状況について伺います。

(部長再答弁)

(大名再々質問)

避難計画に関するあらましをお聞きしました。避難計画の策定とはどの段階をもって策定と言えるのか、ましてや完成したなどは到底いえないほど困難があるのではないかと感ずるものです。ここで村長にお聞きします。

東海第二原発の再稼働是非をめぐっては、村長の判断基準はいくつかあると思いますが、本村避難計画の完成が、判断基準の1つに入るのか、改めて伺います。また、半径30キロ圏内に約97万人が暮らす東海第二原発ですが、避難計画の完成は、本村だけの完成でよしとするのか、考え方をお聞きします。

(村長再々答弁)

3 点目の質問は、行財政改革を中心とする「村政改革」は何のために行うのかについてです。

村長は、2013（平成25）年9月議会所信表明で、「常に効率的な行政運営を意識しながら、最小経費で最大効果を目指して仕事に取り組んでいくことを徹底させたい」、2014（平成26）年年末訓示では、「年度当初に、村長ミッションということで、いろいろな課題を各課に投げ掛けさせて頂きました。さらには、全事業の評価見直し作業にも取り組んでもらい、来年度の実施計画へと繋げることが出来ました。通常業務に加えての対応であり、部署によっては、負担も大きかったとは思いますが、全ての職員の方々がそれぞれの職場でしっかりと仕事をしていただいたと感じております」など述べ、短期間のうちに村長の目標が達成しつつあることを喜んでいることがよく解ります。

その結果が、介護保険在宅サービス利用料助成事業の廃止や、学校

給食と保育所給食調理部門の民間委託、学童保育事業の民間委託などであると思います。しかしこれは、住民からすれば、「もう村は国の悪政の防波堤になってくれない」、「行政サービスは、村は金を出し監督はするが事業運営は民間にどんどん任されるもの」ということになり、本当に乱暴さを感じます。こんな住民に不安を感じさせるような改革はやめるべきです。

昨年度村決算では基金合計の人口一人当たりの金額は、水戸市の約7倍という財政力を持ちながら、今、村は、効率的な財政運営を村政の最優先課題にしているわけです。しかもこれまでの村政が重視してきた福祉や教育の内容を、まるで180度転換させることを、議会や住民との議論を軽視し短期間で決めてしまっています。私は、この手法は安倍内閣と変わらぬやり方と感じています。

村長の言う「村政改革」とは、改革の目的は何か伺います。

(部長答弁)

(大名再質問)

役場職員が苦しい思い、きつきつとしながら仕事をしていたら、福祉の増進をはかるという行政サービスの仕事は、住民にとっていい仕事になるとは思い難いのが正直なところです。仮に村長の自己満足で行政の舵取りをされているとしたら、害を被るのは住民と職員であり、議会も住民の代表としての役割が果たせません。少し詳しくお聞きします。

- 1 つは、包括予算制度の採用は、いつからで、具体的に従来とどう変わるか。包括予算制度採用に関する住民周知についての考え方はどうなっているか。
- 2 つは、今年度も見直しているということですが、今後、村民に必要な事業予算も長期継続は難しくなるということなのかどうか。
- 3 つは、行政サービスの中で、東海村の他にはない独自性についてどう考えるか、以上お聞きします。

(部長再答弁)

(大名再々質問)

最後に、村長にお聞きします。

今、部長が「今後も住民にとって真に必要な事業については云々と述べられました。今の村からみれば、住民に必要でない事業があると考えているのかと思うと質問するのもつらいことですが、住民にとって真に必要な事業であるかないかの判断基準はなにか、お聞きします。

そして、私は、新たな住民負担を伴う改革、民間委託など行政サービスを後退させる改革は、キッパリ中止を求めるものですが、なぜ今「村政改革」なのか、なぜまるであせっているように、こうした悪政を行うのか、村長の考えをお聞きします。

(村長再々答弁)

(大名意見)

「改革は必要」とやめないことを言われましたが、中でもなぜ福祉や教育から始めるのか、これはやってはならない分野です。教育長を改革の副責任者にすることもやめるべきです。住民に負担増を求める改革、行政サービスを後退させる改革はやめるべきと、私どもは言い続けます。

4点目の質問は、T P P 「大筋合意」に伴う村内農産物への影響についてです。

日本の TPP 参加につきましては、菅元首相が T P P 交渉への参加検討を表明した 2010 年 10 月以来、反対運動が農林漁業団体、医療関係者、労働組合、消費者団体、自治体も参加する地域ぐるみのたたかいとして展開され、2013 年の安倍首相の参加表明をうけてさらに大きく広がっています。

この運動で、この間重要な役割を果たしてきたのが JA 全中ですが、安倍首相は、農業の危機をまねいた長年の自民党農政を棚にあげ、「農家の所得減少の責任を農協の経済事業に転嫁した筋違いの農協『改革』」に執念をもやしているため、JA 全中は、自民党の暴走とと

もに追い詰められ対応しきれず、条件闘争への姿勢を強めています。しかし、関係諸団体や地域では TPP に反対する声が上がりに続けているのが現状です。

TPP 交渉参加に関する国会決議は、重要 5 品目を聖域とし、数年かけた関税撤廃も認めないとしました。しかし安倍内閣は、この重要 5 品目について、主要品目の国家貿易、輸入規制の制度は残すが、すべての分野で、輸入の拡大と関税の引き下げが行われるという重大な譲歩を行いました。さらに重要 5 分野の貿易細目 586 品目のうち、174 品目の関税を撤廃するとし、国会決議にも自民党の公約にも反することを行いました。

TPP 「大筋合意」に伴う県内農畜産物、農林水産物の影響額について、JA 茨城は、JA グループが独自試算を行った結果にもとづき 11 月 18 日公表しました。農畜産物が 649 億円減、林産物 10 億円減、水産物 61 億円減という大変大きい影響が出る結果に憂慮する声が多くなっています。村としては、本村農業への影響をどのように見ているか伺います。

(部長答弁)

(大名再質問)

10 月 30 日付け日本経済新聞は、「農林水産省は 29 日、大筋合意を受け、農産品 21 品目の影響分析の結果を公表した。聖域として交渉したコメや小麦は『輸入の増大は見込みにくい』と説明、関税撤廃となる野菜や果物の輸入増も「限定的」とした。ただコメやミカンなどは価格下落の可能性があるとも指摘し、生産者にコスト削減などの国際競争力の強化を求めている」と報道しました。農水省の楽観的、欺瞞的、無責任ぶりがわかります。村には国の動きをただ見るという受身ではなく、村民に不利益が出ないか、しっかりと見極める目を持っていただきたいと思います。

ところで「日本農業新聞」による農政モニターの意識調査結果では、「大筋合意」は農産物の重要 5 品目の聖域確保をもとめた国会決議に対して、「違反する」と考える人が 69%にのぼったのに対し、国会決

議を「遵守している」は 7%でした。また、「大筋合意」で自らの経営が「悪化する」および「やや悪化する」と考えている人が 70%にのぼり、とくに専業農家で「悪化する」との回答が多かったことは、担い手の将来展望を奪う内容であることを示していることが明らかです。

しかし、本村の農業者の方々にはどれほどの情報が入っているのか大変心配です。本来行政がしっかりと把握して情報提供してほしいところですが、農家の方々の TPP 大筋合意に関する受けとめについてどのように把握されているかお聞きします。

併せて、先ほどこの問題で部長は、国の動向を勘案しながら、必要があれば補正予算で対応すると述べられました。しかし、農業の重要性は、農家所得を守ることはもちろん、村づくり・地域づくりに欠かせないものだということは、村民大方の共通認識だと思います。今後の農政の展開に関する認識をお聞きします。

(部長再答弁)

(大名再々質問)

村長には、村がこれまで作ることができないでいた農業振興計画の策定を決意したことは評価するものですが、この推進にあたっては、TPP の問題や村の農業になくってはならない農協が改革がされようとしているなど、困難も多いかと思えます。困難をものともしない本村の農業はどうあるべきと考えるかお聞きします。

(村長再々答弁)

(大名意見)

今に日本にとって重要なのは、農業を基幹産業に位置づけ、地域農業と多様な担い手による多くの農業生産者が展望をもてる政策への転換を図ることであり、そのためにも TPP 「大筋合意」、農業分野の大幅譲歩は撤回させることが不可欠と考えます。

以上述べまして、私の一般質問を終わります。